

令和7年6月1日

「医療情報の活用」について

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

「一般名処方」について

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。

一般名処方を行うことにより、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても保険薬局において柔軟に対応することができ、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。一般名処方を行う場合、「一般名処方加算」を算定いたします。

なお、令和6年10月1日より患者様が一般名処方の処方箋から長期収載品（先発医薬品）へ変更を希望された場合は、薬剤費の一部が「選定療養費」の対象となり、ご負担いただくことがございます。

「ベースアップ評価料」について

令和6年6月より、産業全体で賃上げが進む中、医療現場で働く職員の賃上げを行い、人材確保に努め、良質な医療提供を続けることができるようにするための取り組みが開始されました。これにより、患者様の診療費のご負担が上がる場合があります。このベースアップ評価料による診療費の上乗せ分は、医療現場で働く職員の賃上げに全て充てられます。ご理解くださいますよう、お願い致します。



医療法人社団明和会

こころのクリニック八王子

こころのクリニック八王子 外来担当医表

受付時間	月	火	水	木	金	土
午前 8:45~11:30	酒井 高橋 青木	酒井 鈴木 高木	酒井 高橋 村越	宮里 星加	酒井 三根 青木	高橋 奥村
午後 12:45~16:30	酒井 青木	酒井 鈴木 高木	酒井 村越	宮里 ※第4週休診 金川 ※第4週のみ	酒井 平木 青木	高橋 ※最終受付 15:30 奥村

*赤字・・・女性医師

*日曜日・祝日は休診です。

*ご予約の患者様を優先させていただいております。

*ご予約のキャンセルや時間変更の際は、ご連絡をお願い致します。

令和7年4月1日

令和 7 年 6 月 1 日

「保険外費用」について

当クリニックでは、健康保険の療養に該当しない保険外費用について、実費での負担をお願いしています。実費費用負担は、下記の通りです。

¥ 11,000 (税込)

- 特殊診断書（年金、障害、難病等）
- 成人後見審判申立用診断書

¥ 8,800 (税込)

- 外来カウンセリング料
-

¥ 5,500 (税込)

- 精神障害者保健福祉手帳申請書
- 自立支援医療診断書
- 都 申請用診断書（付随する書類も該当）
- 特 障害児福祉手当認定診断書・児童扶養手当認定診断書
- 休職期間更新のための指定診断書・意見書
- 医師面談料
- 病院様式診断書
- 傷病見舞金支給申請書

¥ 3,300 (税込)

- 老健等施設入所の申請書
- 老人福祉手当申請書
- 職安提出用証明書
- 紹介先名無しの紹介状

¥ 2,200 (税込)

- 健康診断書
- リワークフォローアップ面談料
- 復職支援経過報告書（医師評価あり）

¥ 1,650 (税込)

- 金額証明書
- 受診状況証明書

¥ 1,100 (税込)

- 復職支援経過報告書（リワークスタッフ評価のみ）

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当クリニックでは、医療の透明化や患者様の情報提供を推進していく観点から、原則として個別の診療報酬の内訳の分かる明細書を無料で発行しています。

明細書は保険点数として明記され、保険点数に 10 円を乗じた金額が診療費となります。

これらの点をご理解いただいた上で、希望されない方は受付職員までお申し出ください。

医療を受けられる方々の権利と義務

《権 利》

- 平等な医療を受ける権利があります。
- 医師から病気や治療内容の説明を受け、検査・治療・その他の医療行為を選択する権利があります。
- 医師から受けた医療について希望があれば、別の医師の意見を聞くこと、或いは他の医療機関へ転院する権利があります。
- 診療録の開示、自己に関する情報を求める権利があります。
- プライバシーが尊重される権利があります。

《義 務》

- 病状、病歴を詳しく主治医に話す、義務があります。
- 病気を治すための努力をする義務があります。
- 医師、医療従事者と協力して医療を行う義務があります。
- 他の方へ迷惑をかけないようにする義務があります。
- 病院の規則を守る義務があります。

医療法人社団 明和会 こころのクリニック八王子

令和4年12月1日

当院の個人情報保護方針

当院では、患者様にオープンな雰囲気、心と体の治療が出来るような療養環境の整備に努めています。また、個人情報を下記の目的に使用し、その取り扱いには細心の注意を払います。個人情報保護について、ご不明な点やお気づきの点がございましたら、ご遠慮なく受付窓口へお申し出ください。

● 医療の提供

- ◇ 当院での医療サービスの提供時に使用。
- ◇ 他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携の際に使用。
- ◇ 他の医療機関からの照会への回答に際し使用。
- ◇ 患者様の診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合に使用。
- ◇ 検体検査業務の委託、その他の業務委託に使用。
- ◇ ご家族等への病状説明に関して使用。
- ◇ その他、患者様への医療提供に関する使用。

● 診療請求のための業務

- ◇ 当院での医療保険、介護保険、労災保険及び公費負担医療に関する請求業務及び委託に際し使用。
- ◇ 審査支払機関への診療報酬明細書の提出の際に使用。
- ◇ 審査支払機関または、保険者からの照会への回答の際に使用。
- ◇ 公費負担医療に関する行政機関等への診療報酬明細書の提出及び照会への回答の際に使用。
- ◇ その他、医療保険、介護保険、労災保険及び公費負担医療に関する診療報酬請求に関する使用。

● 当院での管理運営業務

- ◇ 会計・経理業務時に使用。
- ◇ 医療事故等の報告に際し使用。
- ◇ 当該患者様の医療サービスの向上に関して使用。
- ◇ その他、当院の管理運営業務に関する使用。

● その他

- ◇ 企業等から委託を受けて行う、健康診断等における企業等への結果通知として使用。
- ◇ 医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門団体、保険会社等への相談又は、届出等を使用。
- ◇ 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料に係る使用。
- ◇ 院内で行われる医療研修及び実習に関する使用。
- ◇ 医療の質の向上を目的とした、院内での症例研究及び検討に関する使用。
- ◇ 学会（研究会）及び学術発表における研究資料としての使用。
- ◇ 行政による監査時の情報提供に関わる使用。
- ◇ 患者様の生活安定を目的とした各種制度、福祉サービス等への使用。

- 当院では、事故防止の一環として患者様を実名でお呼びいたします。
- 当院では、「診療情報の提供に関する指針」に基づき、診療記録等の開示に対応をしております。（但し、診療情報の提供・開示に関しては別に定めます）
- 当院の保有している個人情報について訂正・利用停止・第三者への提供の停止の申し出があれば、「診療情報の提供に関する指針」に基づき対応をしております（但し、訂正・利用停止・第三者への提供の停止の手続きに関しては別に定めます）。

付 記

1. 上記について、同意をしがたい事項がある場合には、その旨お申し出ください。お申し出がない場合には、同意を頂いたとして取り扱いをさせていただきます。
2. これらのお申し出は、後から撤回、変更をすることが可能です。
3. 相談窓口：受付 受付時間：平日 8：45～17：15
4. 当院では個人情報保護に関する院内規定を策定し、安全管理措置と従業員の監督を行っています。

令和 4 年 12 月 1 日
医療法人社団 明和会 こころのクリニック八王子

順番をお待ちの患者様へ

ご予約優先で受付順にご案内しておりますが、患者様の**病状や診察内容**により**お待たせする**場合がございます。



ご理解・ご協力の程、よろしくお願い致します



医療法人社団明和会

こころのクリニック八王子

こころのクリニック八王子

診療のご案内

病院概要

精神科・心療内科

理事長 山本 登
院長 酒井 良江
管理者 酒井 良江
開設 平成29年8月1日

許可指定事項

保険医療機関
指定自立支援医療機関(精神通院)
生活保護法指定医療機関

関東信越厚生局長への届け出事項

精神科デイ・ケア(大規模なもの) 精神科ショート・ケア(大規模なもの)

診療担当医

酒井(院長)
青木
奥村
金川

鈴木
高木
高橋
平木

星加
三根
宮里
村越

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00~12:00	●	●	●	●	●	●	/
13:00~17:00	●	●	●	●	●	●	/

休診日:日曜・祝祭日・年末年始



医療法人社団明和会

こころのクリニック八王子

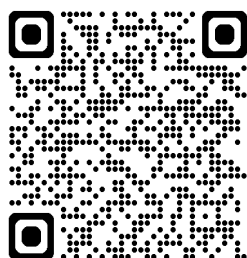
令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、
特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用を
お願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

※端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。

※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

Q&A

Q1. すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。

- A. いわゆる長期収載品（ちょうきしゅうさいひん）と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはいけないのですか。

- A. みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q3. どのような場合に「特別の料金」を支払うことになりますか。

- A. 例えば、“使用感”や“味”など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

Q4. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。

- A. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。